

第2部 基本構想

1 まちづくりの基本的な考え方

少子高齢化の急速な進行や厳しい地域経済情勢、財政状況、地方分権という時代背景の中、本町においても地域の実情に応じた特色ある持続可能なまちづくりが求められています。

第1次中泊町長期総合計画の基本構想では、地域の課題を克服し、住みよいまちづくりを目指すため、「大地の恵と海の幸 心ひとつに希望のまち」を基本理念として、住民参加のまちづくりを推進してきました。

これからも本町が魅力あるまちとして持続的に発展していくためには、住民・事業者・行政が自立し、それぞれの責任と役割を担い、相互に連携していくことが必要です。

そこで、本計画の基本構想においても、まちづくりの基本理念として、「大地の恵と海の幸 心ひとつに希望のまち」を継承するとともに、新たなまちづくりに向けて、次の4つの考え方をもとにまちづくりを推進します。

まちづくりの基本的な考え方

- (1) 時代の変化に対応したまちづくり
- (2) “中泊町らしさ”を追求するまちづくり
- (3) 住んでよかった・移り住みたいまちづくり
- (4) 住民とともに取り組むまちづくり

(1) 時代の変化に対応したまちづくり

人口減少、少子高齢化や環境への意識の高まり、厳しくなる財政状況など時代の変化がもたらす影響に的確に対応し、これからも安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

(2) “中泊町らしさ”を追求するまちづくり

豊かな自然や歴史文化、風土、組織や人材など、本町が有する地域資源の良さを再認識しつつ、最大限活用しながら、「中泊町らしさ」を追求するまちづくりに取り組みます。

(3) 住んでよかった・移り住みたいまちづくり

まちに暮らすひと、まちを訪れるひと、このまちのすべての人が安心して過ごすことができるよう、満足度を高める努力を続けるとともに、地域の魅力を最大限に発揮し、「住んでよかった」、「移り住みたい」と思えるまちづくりに取り組みます。

(4) 住民とともに取り組むまちづくり

今後のまちづくりは、住民・企業・各種団体等と行政がパートナーシップの下に一体となって取り組み、それぞれの主体が役割を担う、住民とともに取り組むまちづくりを推進します。

2 将来に向けて目指すまちの姿（将来像）

少子高齢化が進行する中で、これからのまちづくりを推進していくためには、住民一人ひとりが厳しい社会環境を認識し、それを乗り越えていくために、人やまちを未来へ継承する持続可能なまちづくりを行っていくことが重要です。

そこで、自然のもたらす恩恵を活かし、将来に向けて住民とともに目指すまちの姿（将来像）を『豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち 中泊』とします。

図表 将来像の実現に向けたまちづくりのイメージ



第2章 基本目標

基本理念に基づくまちづくりを実践し、将来像に掲げるまちを実現していくために、次の5つを本町の目指すまちづくりの基本目標とします。

基本目標1：活力・賑わいを創出するまちづくり

(産業振興施策)

本町のさらなる発展と定住人口の促進に結びつく地域経済活動の実現に向けて、第1次産業を基幹とした町内産業の振興を図るとともに、※6次産業の振興や観光・交流事業を通じた産業間の連携等により、新たな産業や雇用を生み出していくなど、人やまちの活力・賑わいを創出するまちを目指します。

また、若年層の町外流出の抑制と労働人口の定着化を図るため、安定した雇用の場の確保と情報提供の充実を図ります。

※6次産業：1次産業(農林水産業)×2次産業(加工)×3次産業(情報サービス)＝6次産業
農林水産物の生産(1次産業)から加工(2次産業)・販売(3次産業)までを手掛ける総合産業のこと。

基本目標2：健康でともに支え合うまちづくり

(保健・医療・福祉施策)

生活習慣病予防や介護予防といった予防に重点を置いた健康づくりを推進するとともに、保健、医療、福祉等が連携して住民の健康寿命の延伸を図ります。

また、母子保健活動や子育て不安を解消するための子育て支援サービスの充実等、新たな子育て支援制度に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、若い世代が安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

さらに、高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らし続けられる環境を整備し、健康をともに支え合うまちを目指します。

基本目標3：豊かな心と郷土を育むまちづくり

(教育・文化施策)

学校教育においては、子どもの個性に応じた教育を推進し、生きる力と思いやり、郷土愛を育む教育の充実に努めるほか、住民が町内の自然環境や歴史や文化、教育・学習環境を活用し、生涯にわたって学び、様々な場面で活躍できる人材の育成に努めます。

また、スポーツ活動に親しむことができる環境を整備するとともに、多様な芸術や文化、歴史に触れることができる豊かな心と郷土を育むまちを目指します。

基本目標4：環境と共生する安全安心なまちづくり

(生活環境施策)

暮らしやすいまちとしていくために、ごみの減量化や資源化等を推進するとともに、自然環境に配慮しつつ、道路・交通・情報・住宅・生活排水処理などの生活基盤が整備された環境と共生するまちを目指します。

また、防災、防犯、消防体制を整備するとともに、冬期間においても心配がない住民生活が送れる安全安心に暮らせるまちを目指します。

基本目標5：持続可能なまちづくり

(協働・行財政運営施策)

住民をはじめ、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、協働によるまちづくりを推進するとともに、健全な財政運営によって「まちの体力」ともいえる財政基盤を強化し、住民意向に応えられる行政サービスの維持を図ります。

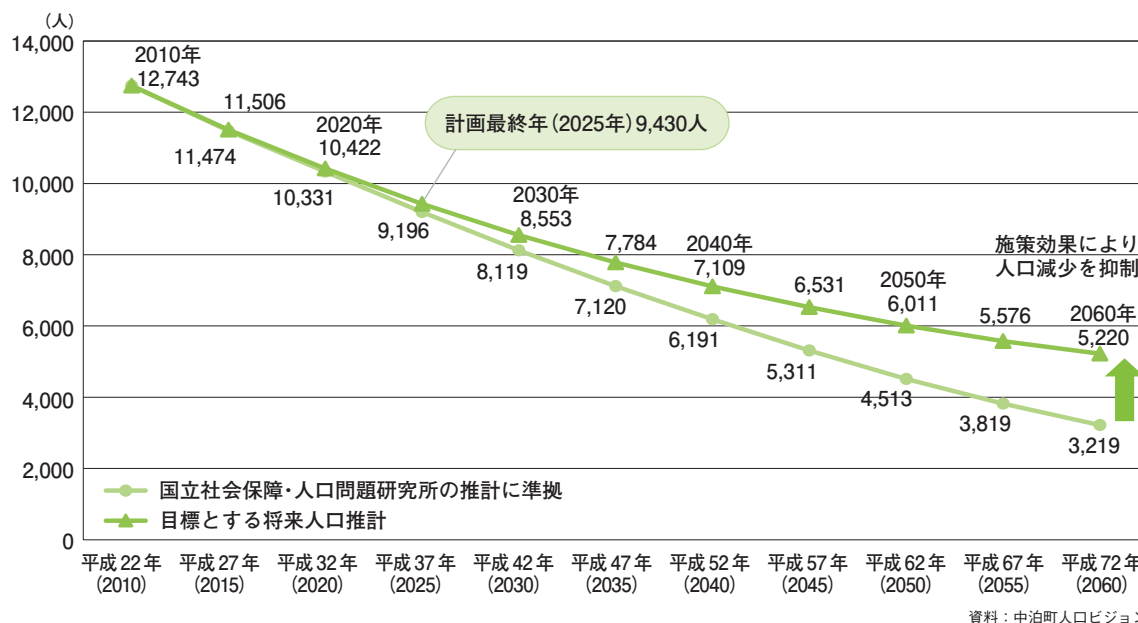
また、幅広い分野で国内外における地域間連携を図り、ともに地域の発展を促し、持続可能なまちを目指します。

1 将来人口推計

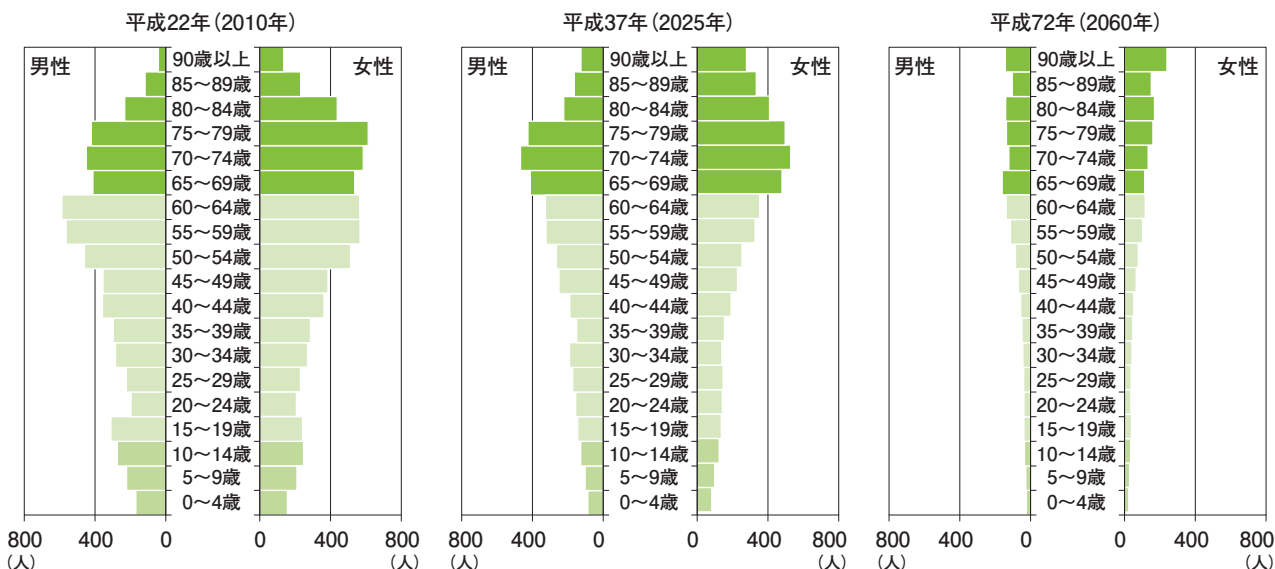
国や県では、これから人口減少が進むものと予想しています。同様に、中泊町においても現状の推移では、以下のような人口減少が見込まれます。

そこで、新たな長期総合計画のもと、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備や、生活環境の整備、雇用の場と就業機会の拡大、定住促進など、様々な施策に積極的に取り組むことによって、本計画最終年である平成37年（2025年）の目標人口を9,430人とし、著しい人口の減少の抑制に取り組みます。

図表 計画期間において目指すべき将来人口（推計値）



図表 (参考) 現状の推移に基づく将来人口の推移 (人口ピラミッド)



2 土地利用方針

土地は、住民生活及び産業等の様々な活動の基盤であり、住民のための限られた資源です。

このため土地利用では、次の視点から、これからのまちづくりに即した持続可能な均衡ある発展を目指します。

(1) 快適な居住環境を備えた定住促進

豊かな自然環境や地域の歴史や文化等の地域資源を有効活用しながら、若い世代をはじめ、誰もが快適な居住環境を備えた定住促進につながる環境づくりに取り組みます。

(2) 生活の利便性の向上・交流人口の増加

道路や公共施設等の整備・改修にあたっては、日常生活の利便性の向上や住民同士の交流や観光等を通じた交流人口の増加につながる取り組みを推進します。

(3) 少子高齢社会に対応したまちづくりの推進

引き続き進行が予想される少子高齢化に対応し、高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが安全で安心して生活のできるまちづくりを推進します。

(4) 町土の保全と安全性の確保

治山・治水事業の推進等、土地利用の適正化を図るとともに、自然環境の保全と住民生活環境の整備を図り、適切な町土の確保を図ります。

また、地域経済の活性化、快適な生活環境につながるよう、周辺の自然環境に配慮した整備に努めます。

(5) 土地利用に関する法律等の適正な運用

国土利用計画法及び関連する土地利用関係法令に基づく計画的な土地利用の調整を図り、適正な土地利用を推進します。

基本目標1：活力・賑わいを創出するまちづくり

(産業振興施策)

[産業振興施策の大綱]

1-1 大地の恵みを供給する農林業のまち（農林業）

農業振興においては、消費者の健康志向、食の安全に対する関心の高まり、地産地消、環境負荷への配慮など、近年の農業情勢の変化を踏まえた農業振興施策を計画的に推進するとともに、農業の生産性向上、安定した経営基盤の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成に努めます。

林業の振興では、豊かな森林の持つ水源かん養など、公益的機能を高めるため、適正な森林の保全・整備や活用に努めます。

1-2 海の幸を守り育てる漁業のまち（水産業）

漁場等の環境整備を進めながら、まちおこしの資源となっている“メバル”の安定した漁獲高の確保など、消費者のニーズに即した水産物の衛生管理体制の充実、品質向上に努め、活力ある水産業の振興に取り組むとともに、漁業就労者数の減少、高齢化に対応するため、経営基盤の強化、後継者の育成に取り組めます。

そのほか、沿岸海域の生息環境の保全し、次代につなぐ水産資源の確保、海の環境保全に取り組めます。

1-3 地域の魅力を活かし交流を深めるまち（観光業）

観光業が町内産業の有力な産業の柱となるよう、自然環境を活かしたグリーン・ツーリズムなど、滞在型観光の促進のほか、メバル、やビーチサッカー、といった地域資源の磨き上げなど、地域の魅力向上と交流人口の増加という視点に立ち、産業間の連携やイベント、歴史や文化の活用による観光メニュー創出、資源の発掘・連携・活用を進めます。

1-4 地域の賑わいと暮らしを支える商工業のまち（商工業）

地域の活性化と賑わいづくりを推進するため、本町の特性を活かした販路の拡大により、時代の変化に即した地域の事業者・商店による商工業の振興を図り、地域の賑わい・活気を生む商業の取り組みを支援します。

1-5 新たな地域の活力を生み出すまち（雇用対策・新産業の育成）

農水産物や町の特産品PR、地産地消、販路の拡大に努めるとともに、産業間の連携による6次産業の振興や起業による雇用機会の創出など、新たな柱となりうる産業の育成を目指します。

基本目標 2：健康でともに支え合うまちづくり

(保健・医療・福祉施策)

[保健・医療・福祉施策の大綱]

2-1 住民一人ひとりが健やかに暮らせるまち（健康づくり・保健活動）

住民の様々な健康不安に対して、健康意識の高揚を図るとともに、各種健診（検診）を通じて、自ら生活習慣の改善や健康の増進、早期発見・早期治療へつながるよう、受診体制や受診後の保健活動の充実に努めるほか、世代ごとの予防を重視した健康づくりに取り組みます。

2-2 安心して子どもを生み、健やかに育つまち（子育て支援）

子どもを安心して生み育てられるよう、保育料の軽減を行うほか、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された新たな子育て支援制度に基づき、子育て支援サービスの充実や地域全体で子育てを応援する仕組みをつくり、子育てしやすい環境づくりを進めます。

そのほか、町内での結婚や出産に結びつく支援の充実に努めます。

2-3 生きがいと尊厳を持って高齢期を過ごせるまち（高齢福祉）

高齢期を迎えても自分らしく、生きがいを持って暮らせるよう社会参加の場づくりに努めるとともに、介護や支援の必要な高齢者を地域で支え合う仕組みや生活支援サービスなど、高齢者が安心して暮らせる支援体制の充実を図ります。

また、高齢者が要介護状態にならないよう、介護予防を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護給付等対象サービスの充実をはじめ、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策など、介護が必要となった高齢者に対し適切な支援を行います。

2-4 地域の支えで自立をめざせるまち（障害福祉）

障害のある人も家庭や地域で自分らしさを大切に、安心して暮らし続けられるよう、地域で自立するための障害福祉サービスや支援を提供するとともに、必要とされる情報の提供や相談支援体制の整備に努め、障害のある人も隔たりなく社会参加ができ、支え合いのある地域づくりを進めます。

2-5 地域でともに支え合うまち（地域福祉）

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域で支え合う意識を醸成し、住民、行政、サービス事業者、関係機関が連携して地域での子育て支援、高齢者への声かけ、除排雪、災害時の避難支援など、身近な生活課題や福祉課題について助け合い、支援につなげるための支援体制やボランティアなど、担い手の確保・育成を推進します。

2-6 安心して医療を受けられるまち（医療）

住民一人ひとりの健康づくりや予防意識の醸成を図るとともに、住民が安心して適切な医療が受けられるよう、町内医療機関と連携して取り組み、高度医療や救急医療については、つがる西北五圏域内医療機関との広域連携によって、医療体制の確保に努めます。

また、介護施設等との連携を構築し、地域包括ケアシステムにおける在宅医療への取り組みを強化します。

基本目標3：豊かな心と郷土を育むまちづくり

(教育・文化施策)

[教育・文化施策の大綱]

3-1 子どもたちがいきいきと学び育つまち（学校教育・青少年健全育成）

児童生徒が一人ひとりの個性と能力を伸ばし、郷土に愛着を感じ、生きる力と豊かな人間性の形成につながるよう、学校教育、教育環境の整備を進めるとともに、安全安心な放課後の居場所づくりや地域ぐるみで子どもを守り育てる社会環境づくりを進めます。

また、地域とのつながりのある学校づくりに向けて、地域の特性を活かした教育環境づくりを進めるとともに、ボランティア活動等を通じて地域との関わりの深い県立中里高校の存続に向けて取り組みます。

3-2 学びを通じて心の豊かさや交流を生むまち（社会教育・家庭教育）

住民同士の世代を超えたふれあいや関わり合いを通じて、家庭や地域の教育力を高めるとともに、住民の主体的な学習意欲を大切に、生涯にわたって自己を高めていくことができる社会教育・家庭教育を推進します。

また、社会教育を通じて身につけた知識や技術を活かし、地域で活躍する人材の育成に取り組むとともに、地域に潜在する様々な特技や知識を持つ人材の活用を図ります。

3-3 スポーツを通じて人や地域つながりをつくるまち（社会体育）

多様な住民のニーズに対応したスポーツ・レクリエーション活動に取り組み、指導者の育成や施設・設備の改修等、安全に利用できる環境づくりを進めます。

また、多くの住民が自身の健康づくりの一環として気軽に楽しめる生涯スポーツを推進し、その普及促進に努めます。

3-4 郷土の歴史文化を継承するまち（地域文化・芸術活動）

町内の郷土芸能をはじめ様々な文化財、歴史と、風土に根ざした地域文化に対する理解を深め、郷土を愛する意識の醸成や町の歴史文化を次世代に継承していくためにも、各種団体と連携しながら有形・無形の貴重な歴史・文化の保護、保全に向けた活動を支援します。

基本目標 4：環境と共生する安全安心なまちづくり

(生活環境施策)

[生活環境施策の大綱]

4-1 秩序ある町土・景観を保全するまち（土地利用・景観）

自然環境に配慮しながら、適正な土地利用及び計画的な整備を進め、町内外との交流の活性化、魅力ある産業の創出、良好な住環境、農山間部の集落機能の維持、消防・救急体制の強化など、地域の利便性と定住環境の向上につながる計画的かつ適正な土地利用を推進します。

4-2 快適で住みよい環境へ定住するまち（住環境・定住促進）

様々な世代にとって暮らしやすく、安全性の高い住環境を形成するとともに、空き家対策、土地の有効活用への活性化策として、住環境整備を進めるとともに、町外に進学・就職し、一度は本町を離れてもUターンを希望する若者が、本町で生活できる環境を整備し、定住促進を図ります。

また、環境美化等、憩いのある生活空間の形成に向けて住民と行政が一体となって進めます。

4-3 道路・通信網で地域や暮らしの利便をつなぐまち（道路・公共交通・情報通信）

町内外とのアクセスや生活の利便性向上につながるよう、集落間や集落と中心地、近隣自治体などを結ぶ幹線道路の整備・改良とともに、農道、林道を含む生活に密着した人と車双方にやさしい道路の計画的な整備を進めます。

また、公共交通の維持や降雪・積雪に対応したきめ細かな除排雪体制など、住民のニーズや少子高齢化社会に対応した交通環境の安全性、利便性の向上に努めます。

そのほか、様々な情報の提供や緊急時の円滑な情報伝達など、地域格差のない情報通信基盤の整備を進めます。

4-4 安全な水の供給と水資源を保全するまち（上下水道）

安全な水質と安定した水量を確保するため、水道施設の適正な管理に努め、水道水の安全性と安定供給を推進します。

また、自然環境を保全し、衛生的な暮らしを提供するため、適正な管理及び計画的な下水道の整備を推進し、公共水域の水質保全の向上に努めます。

4-5 環境にやさしく資源を循環するまち（循環型社会・環境保全）

住民自らごみの分別や減量化、再資源化の必要性を理解し、限られた資源を無駄にしない、ごみを資源に変える取り組みを住民と行政が一体的に進めるほか、風力や太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用を図り、環境への負荷の少ない、環境意識の高いまちづくりを目指します。

4-6 いざというときに備えるまち（消防・救急体制・防災）

広域との連携を図りながら、住民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らすことのできる消防及び救急体制を整備します。

また、地震や津波、風水害など、住民と行政との「自助」・「共助」・「公助」による防災意識の普及に努め、いざというときに迅速な対応がとれるよう、関係機関や消防団、自主防災組織と連携した共助の体制づくりを進めます。

4-7 暮らしと地域の安全を守るまち（防犯・交通安全）

住民が安全に安心して暮らせる環境づくりに向けて、防犯・交通安全施設の整備を進めるほか、防犯・交通安全への活動がより一層推進されるよう、関係機関と連携して取り組みます。

また、住民がより安全な消費生活を送れるよう、消費者被害の防止に向けた啓発や相談、情報提供に取り組み、被害の未然防止に努めます。

基本目標5：持続可能なまちづくり

（協働・行財政運営施策）

[協働・行財政運営施策の大綱]

5-1 とともに支え合い、行動するまち（地域コミュニティ・住民協働）

住民と行政が、より良いパートナーシップを築き、住民との協働によるまちづくりを定着させるための仕組みを構築するとともに、地域におけるボランティア等の自主的な活動を促進します。

また、地域の実情に応じた地域活性化策を講じ、集落機能の維持を図ります。

5-2 男女がともに活躍するまち（男女共同参画）

家庭や地域、職場において男女共同参画意識の浸透や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図り、住民一人ひとりが、個性と能力を発揮し、誰もがいきいきと暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

5-3 健全な行財政運営を推進するまち（行財政運営）

将来にわたって持続可能な行財政運営を図るため、事業の見直しや民間活力の導入、財源の確保等に取り組み、健全な財政運営に努めます。

また、行政情報の公開を積極的に進めるほか、住民にわかりやすく、利用しやすい行政サービスの提供に努めるとともに、行政が担う役割と責任を十分に見極めながら、職員一人ひとりが目標を持って仕事に取り組み、効率的に職務を遂行します。

5-4 とともに地域の発展を推進するまち（広域行政・地域間連携）

日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴い、行政区域を越えた広域での共通課題や合理化できる事務については、広域的な事業展開による住民サービスの質の向上及び効率的な維持・運営を目指し、国内外や県内、つがる西北五圏域の自治体との地域間連携・協力を進めます。